

福警協第582号

令和5年12月27日

会員 各位

一般社団法人福岡県警備業協会

会長 折田 康德

国家公安委員会が所管する事業分野における障害を理由とする差別の
解消の推進に関する対応指針等の改正について

謹啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より当協会の運営につきましては、格別のご高配賜り厚く御礼申し上げます。

さて、みだしのことにつきましては、警察庁から全国警備業協会を通じて周知依頼がありましたのでその概要資料を送付いたします。

つきましては、改正法等の趣旨を踏まえた対応に御協力いただきますようお願いいたします。

謹白

(一社) 福岡県警備業協会

総務部 小河、築地

TEL : 092-471-0300

FAX : 092-471-1904